

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県立東部防災館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則**（規則第三十七号）

徳島県立東部防災館の設置及び管理に関する条例の施行期日は、令和五年九月十七日とすることとした。

● **徳島県立東部防災館管理規則**（規則第三十八号）

- 一 利用の許可の申請及び利用の内容の変更等について、所要の規定を設けることとした。
- 二 利用料金の收受の時期について定めることとした。
- 三 利用の許可を要する用具及びその利用料金の基準額を定めることとした。
- 四 利用料金の額の承認等の申請について定めることとした。
- 五 その他所要の規定を設けることとした。
- 六 この規則は、令和五年九月十七日から施行することとした。